

令和7年度

「介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業」

【岐阜県委託事業】
介護労働安定センター岐阜支部

相談無料

処遇改善加算取得のための

専門家によるコンサルタント相談のご案内

職員の確保や仕事意欲向上のためには、介護職員等処遇改善加算等による賃金アップが有効と考えられます。(処遇改善加算の専門家によるアドバイスが受けられます！！)

★処遇改善加算を取得するために必要な要件、配分ルール等を専門家(社会保険労務士等)が事業所を訪問し無料で相談できます。

昨年多くの事業者様にご利用いただき、処遇改善加算等を申請をされておりますので、是非この機会にご利用いただけますようご案内いたします。

ご確認ください

【コンサルタント相談の対象事業者】

●処遇改善加算等の取得のためのコンサルタント支援の対象となる事業者は、次のいずれかに該当することが必要です。

- ①処遇改善加算が未取得の事業者
- ②処遇改善加算区分Ⅲまたは加算区分Ⅳの事業者



※上記以外の事業者様(加算区分ⅠまたはⅡ)または、専門家相談までは必要ではない事業者様へは『動画配信セミナー』にて、処遇改善加算の概要、キャリアパス要件、職場環境要件等を解説しておりますので、お気軽にお申込みください。

※処遇改善加算HPの二次元コード⇒



【コンサルタント相談の基本的な流れ】

①【処遇改善加算等の理解】

- ・キャリアパス要件、職場環境要件、配分ルールの理解
- ・課題等の掘起し。

②【事業所の取組】

- ・相談員のアドバイスを基に、就業規則の変更や委員会の運営等、事業者の課題改善への取組を行います。

③【申請準備】

- ・処遇改善加算等の計画書の作成、添付資料を準備します。

④【申請】

- ・毎年2月中旬に次年度の計画書を提出します。申請は随時受付ですが事前調整が必要です。

＜注意＞コンサルタント支援では、申請のための案内、助言等を行います。申請時の計画書作成を代行するものではありませんので、予めご了承願います。

【お申込・お問い合わせ】 公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部

処遇改善加算等事務局

藤橋

TEL 058-264-6846 FAX 058-264-6848

Emai gifu@kaigo-center.or.jp